

第4章 第3期基本計画の概要

第1 策定にあたって踏まえるべき事項

1 市民まちづくり活動の必要性を市民に理解してもらい、共有できる工夫を

本計画は、札幌市の市民まちづくり活動の促進に関する支援施策を総合的かつ計画的に実施、推進していくために、市が取り組む施策・事業などを体系的にまとめた「行政計画」という側面を有すると同時に、市民まちづくり活動の主体が市民であることを踏まえると、市民一人ひとりをはじめ、市民まちづくり活動に取り組む団体も含め、広く市民と共有できる「市民計画」である必要があります。

このため、検討過程においては、市民まちづくり活動団体に対するアンケートや市民まちづくり活動団体・市民を対象としたワークショップを実施し、幅広い市民意見の集約に努め、その結果なども踏まえて、今後、重点的に取り組むべき課題を明らかにしてきたところです。

計画の策定にあたり、市民まちづくり活動の必要性と計画の内容を市民に理解してもらうことが重要です。そのためには、市民の目線に立ち、施策体系など構成の見直しや極力一般的な言葉遣い、注釈などの活用により、市民にわかりやすい、浸透しやすい内容とすることが大切と考えます。また、計画の周知にあたっても、わかりやすい概要版を作成するなど、より多くの市民に共有されるように努める必要があります。

2 「市民自治によるまちづくり」に向か、市民が自然と主役になれる意識醸成を

本計画の究極の目標は、自治基本条例の基本理念に定める「市民自治によるまちづくり」の実現です。このためには、市民の「まちづくり活動」に対する「理解・関心」の形成にとどまらず、それを「参加」という具体的な行動に、さらには市民一人ひとりがまちづくり活動の主体・担い手であることの「実感」につなげていくことが大切です。

しかしながら、第3章でも触れたとおり、市民まちづくり活動に参加したことのある人の割合は目標を上回る高い割合で推移しているものの、活動の種類別にみると、一部の活動を除き、参加割合が低い活動もみられます。市民を取り巻く状況はさまざまであることから、これらの市民が活動に「参加」し、「実感」につなげていくためには、なお改善の余地があることがうかがえました。

第3期基本計画の策定にあたっては、既にまちづくり活動を行っている団体や市民が今後も安定的に活動を継続できるよう、抱えている課題の解決に向けた支援の充実はもちろんのこと、これと並行して、市民それぞれが置かれている状況に応じた多様な参加機会や参加手法の創出など

を通じて、市民がまちづくりの主役であることを実感できるよう意識の醸成を図っていくことが必要です。

3 市民まちづくり活動への支援によるSDGsの推進

平成27年9月に国連サミットで「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。これは、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、17のゴールと169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals、SDGs）」が定められました。

SDGsは、経済、社会及び環境の持続可能な開発の三側面を統合する施策の推進により、それぞれの課題の同時解決を目指すものであり、札幌市でも平成30年6月に「SDGs未来都市」に選定されたほか、各種計画への反映や実践等、SDGsの達成に向け積極的に取り組んでいます。

市民まちづくり活動は、SDGsの行動計画に関連する項目が多く、これらの関連する活動への参加を促進することや活動する団体の運営を支援していくことで、SDGsの達成に繋げていきます。



【持続可能な開発目標(SDGs)、通称「グローバル・ゴールズ」】

4 まちづくり戦略ビジョンや他の部門別計画との整合性

札幌市のまちづくりの新たな基本指針として策定された「札幌市まちづくり戦略ビジョン（平成25（2013）年度～平成34（2022）年度）」では、10年間の集中的な施策展開の一つとして「暮らし・コミュニティ」を位置付け、複雑・多様化する地域課題の解決に向けてまちづくり活動に対する支援の充実を図っていくこととしています。

本計画の策定にあたっては、まちづくり戦略ビジョンの趣旨を十分に踏まえるとともに、市民まちづくり活動に関連する各分野の部門別計画との整合性の確保にも留意する必要があります。

第2 第3期基本計画の方向性

第3章で検討した基本目標1～4の評価等の結果、この中には相互に関連、重複する課題も含まれることから、これらを整理・分類すると、課題は以下の3つに集約されます。

また、課題の整理をふまえ、第3期基本計画の基本目標を3項目にまとめました。

1 市民まちづくり活動に対する市民の理解促進と幅広い分野への参加の促進

自治基本条例に掲げる「市民自治によるまちづくり」を実現していくためには、これまで以上に取組の裾野を広げ、より多くの市民のまちづくり活動への参加を促進していくことが重要です。

そのためには、「市民まちづくり活動」の具体的な内容や参加する目的を普及・啓発していくとともに、様々な形で「市民まちづくり活動」への参加の機会を提供する必要があります。

また、近年の大規模な自然災害をはじめ、地域課題が複雑・多様化しており、行政のみでは対応が困難な課題が増加してきているため、地域の互助活動など様々な役割や機能を担う地域コミュニティを活性化させる必要があります。

2 市民まちづくり活動団体の運営体制の強化や活動に対する支援

市民まちづくり活動団体の活動の場と各種支援を行う拠点施設（市民活動サポートセンターやまちづくりセンターなど）については、活動を行うための相談対応や研修・講座の開催のほか、地域課題に関する情報収集や提供を行っています。しかし、今後、人口減少や少子高齢化の進展が見込まれる中、市民まちづくり活動が安定・継続的に行われていくには、拠点施設のさらなる機能強化と地域への浸透を図っていくとともに、民間施設も含め、効果的な情報発信などの既存の場の有効活用に向け取り組んで行くことが求められています。

また、市民まちづくり活動の恒常的な問題とされる人材育成、活動資金、活動場所の情報を提供していく施策の展開や仕組みづくりを通じて、各団体が自立的に活動できる環境の整備と運営体制の強化を図っていく必要があります。

3 市民まちづくり活動団体間の連携の促進

市内では多種多様な市民まちづくり活動団体が活動を行っています。時代やニーズの変化を背景に複雑・多様化する課題に的確に対応していくためには、これらの団体間のネットワーク化を図るための機会の創出や、多様な団体間をコーディネートしていくことが重要です。

また、地域のまちづくり活動を推進していくために、企業の社会貢献活動を促進する視点も重要な要素であり、そのための情報発信や支援が必要となっています。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

付属資料

【基本目標ごとの評価のまとめ】

第2期の評価等（第3期に向けて踏まえるべき視点）

基本目標1『参加』　より多くの市民のまちづくり活動への理解と参加の促進

- 市民まちづくり活動の必要性について理解を促進するための取り組み
- 幅広い市民まちづくり活動への参加を促進するためのより適切な情報の発信
- 地域コミュニティ活動の活性化に向けた取組

基本目標2『向上』　団体の運営基盤の強化と社会課題の解決能力の向上

- 市民まちづくり活動団体が安定した運営を行うための拠点施設を中心とした継続支援
- 人材育成・活動資金・活動場所などニーズが高い分野における、市民まちづくり活動団体の運営体制強化に向けた支援

基本目標3『交流』　身近な地域における場と交流機会の創出

- 地域コミュニティの活性化を促進するため、引き続き地域交流活動を促進
- 地域活動の場の整備・創出とあわせて、既存の活動の場の活用促進に向けた効果的な情報発信
- まちづくりセンターにおける地域活動支援について、地域課題の解決のため、引き続き支援を実施

基本目標4『連携』　多様な活動主体間の連携の促進

- 各団体が持つそれぞれの強みを活かし相乗効果を発揮することで、複雑・多様化する地域課題を解決できるよう、団体間の連携のきっかけとなる機会の創出、団体の連携を促進するコーディネートやコミュニケーション能力を持った人材の育成
- 市民まちづくり活動の取組を活性化させるため、引き続き、企業の社会貢献活動を促進

札幌市まちづくり戦略ビジョン

目指すべき都市像

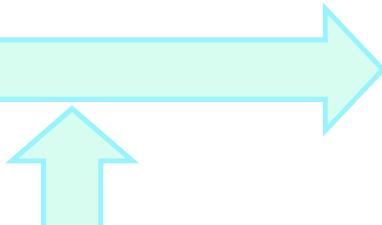
- 北海道の未来を創造し、世界が憧れるまち
- 互いに手を携え、心豊かにつながる共生のまち

社会情勢

- 高齢化の急速な進行
- 社会的孤立の顕在化
- 複雑・多様化する地域課題

戦略的に取り組むべきテーマ 暮らし・コミュニティ

- 地域コミュニティの活性化
- 地域のまちづくり活動の担い手育成
- 活動主体同士の連携による地域資源の創出・活用



第3期基本計画の方向性

1 市民まちづくり活動に対する市民の理解促進と幅広い分野への参加の促進

- ・活動に参加する目的の普及・啓発と、様々な形での活動への参加機会の創出
- ・地域の互助活動など様々な役割や機能を担う地域コミュニティの活性化

2 市民まちづくり活動団体の運営体制の強化や活動に対する支援

- ・拠点施設のさらなる運営強化と、既存の場の有効活用
- ・団体が自立的に活動できる環境の整備と運営体制の強化

3 市民まちづくり活動団体間の連携の促進

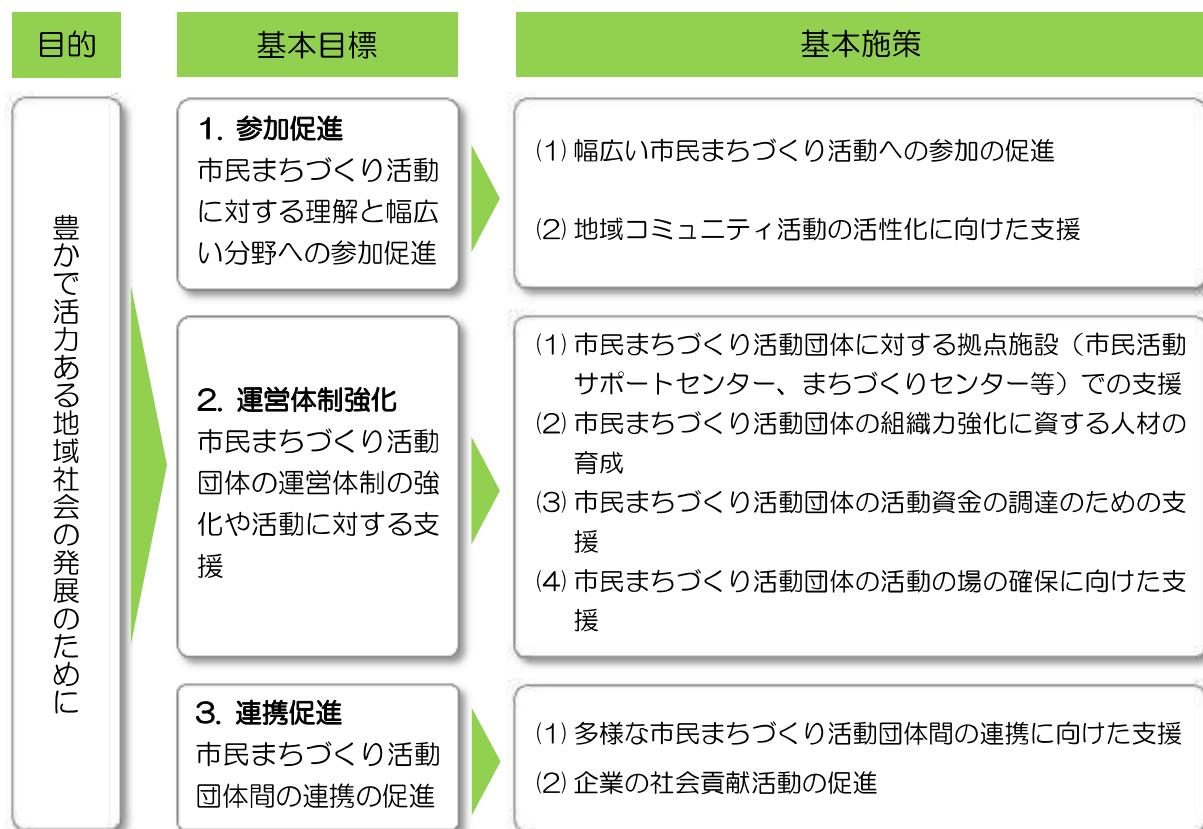
- ・団体間のネットワーク化を図るための機会の創出
- ・企業における社会貢献活動の促進

第3 第3期基本計画の構成

1 第3期基本計画の体系

この基本計画は、1ページで述べたとおり、促進条例の目的実現に向け、同条例の規定に基づき策定されるものです。そのため、同条例の目的である「豊かで活力ある地域社会の発展のために」を基本計画の目的とします。

また、第2（21～24ページ）でまとめた3つの方向性を基本目標に位置付け、各基本目標の達成に必要な基本施策を体系化しました。



2 成果指標と参考指標

施策の効果を測定し、効果的な取組を進めるため、成果指標を設定します。活動の内容や主体が多岐に渡る市民まちづくり活動を单一の指標で測定することは困難なため、関連する複数の指標を用います。